

# 寿都湾

## 議会だより

No. 144 平成22年2月

発行/寿都町議会  
編集/広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1 (議会事務局)  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

### 平成21年 第4回定例会

平成21年第4回定例会は、12月22日招集され、町長の行政報告の後、意見案7件、平成20年度各会計の決算認定8件、補正予算に係る専決処分1件、条例の制定・一部改正3件、規約の改正1件、単行議案7件、21年度各会計補正予算4件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

### 行政報告



片岡春雄 町長

●水産漁獲高 平成21年11月末の漁協の水揚げ状況

況をご報告いたします。

漁業生産につきまして

は、計画漁獲高12億3千

880万円に対し、12億7千

880万円の実績で達成率

104%、4千690万円の増となつているところであります。

主要魚種であります春の

コウナゴ漁は、数量184トン

と前年を46トン上回っており

ますが、金額では対前年

比10%の減となっております。

秋さけ漁につきまして

は、8千324万円で昨年より

1千809万円の増で、尾数では8万9千尾と対前年比で146%になっていますが、依然、低位の資源水準となっております。

今年度、サケ二次飼育池

が整備されましたので、今後の資源回復に期待をして

いるところであります。

イカ漁につきましては、

外来船の入港増による一定

の水揚げを予想しております

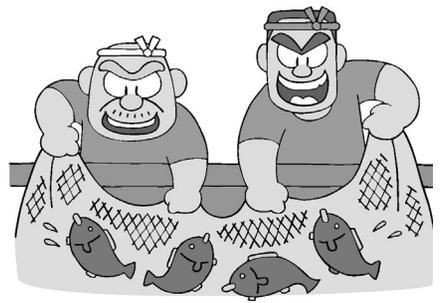
ましたが、前浜において長期

に漁場が形成されず、金額

に



「1月4日新年交礼会が行われ、議員全員が出席致しました。」



で8千463万円の対前年比で55%の水揚げにとどまっております。

現在、主力魚種の一つとなつているナマコ漁は、前年に引き続き好漁であり、数量については21トンの減少となつておりますが、単価は前年度より高値で推移した結果、3億156万円の漁獲高となつております。

また、ホッケ漁は昨年につきましては記録的な高水準の水揚げでありましたが、今年は春漁の低調に加え、漁の本番を迎えた11月に入り、荒天により操業日数が減少し、漁獲高に大きく影響する結果となつております。金額は2億9千355万円と、昨年より数量・金額ともに大幅に下回つたものの、平年以上の安定した水揚げとなつております。

今年の魚種別水揚げの特徴としては、豊漁であつた昨年度を基準に単純比較はできませんが、厳しい漁業環境が続く中において、好漁とは言えないまでも平年並みの水準となつております。これまでのところ、すでに漁協の平成21年度事業計画における市場取扱高については達成されておりますが、さらに残す12月の漁獲を期待するものでございます。

### ●主要作物作況状況

次に、今年の主要作物の作柄状況について報告いたします。

今年、農作物の生育に最も大事な時期である、6月から8月にかけての低温と日照不足及び7月の長雨による成長の遅れが大きく影響しましたが、その後9月からの好天候により回復が見られ、全般的に平年並みの状況でありました。水稲につきましては、天



候不順が花粉をつくるべき重要な時期であつたことから、非常に心配してはりましたが、全道的には不良ですが、本町においての作柄は回復し、平年並みまで取り戻すことができました。馬鈴しょにつきましても、長雨の影響で生育の遅れはありましたが、9月以降の好天候により持ち直し、ほぼ平年並みであります。

また、長いもにつきましては、馬鈴しょ同様に生育にやや遅れが生じておりましたが、ほぼ平年並みとなつておるところであります。

### ●風力発電事業

風力発電事業でありましたが、「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」共に計画通り順調に稼働している状況であり、今後も引き続き適正な保守管理に努めて参ります。

また、新たに黒松内町作開地区に予定してありますが、風力発電事業につきましては、地域新エネルギー等導入促進事業の採択に向け補助申請をしておりませんが、交付決定通知を受け、本年度において実施設計を行うこととしております。



なお、今後も各関係機関と協議した中で、事業の推進を図つて参りたいと考えております。

### ●地上デジタルテレビ中継局の開局

寿都町区域における、地上デジタルテレビ中継局の開局について報告いたします。

テレビのアナログ放送の完全停波が2011年7月に迫り、寿都町をカバーする2箇所の中継局のデジタル改修が本年度から開始され、一部の区域を除きデジタル放送が開始されることとなりました。

主に、磯谷から美谷北

部及び寿都市街地以北をサーブिसエリアとする寿都中継局では、NHK及び民放5局が、寿都市街地の一部と樽岸から美谷南部付近までをサーブिसエリアとする黒松内中継局では、民放を除いたNHKについて、それぞれ12月24日を正式開局予定日としてすでに試験放送が開始されております。

寿都中継局では、アナログ放送では見ることができなかったTVH・テレビ北海道について、本町と蘭越町の共同の取組みでデジタル放送所の開局が実現しました。

また、黒松内中継局では、NHKのデジタル放送所について、従前の室蘭からの中継を改め、札幌送信所からの電波を二セコ・蘭越・磯谷・美谷で中継して送信されますので、天気予報などローカル番組が地域に合った内容に改善さ

れます。残る民放5局については、来年12月の開局予定ですので、当該サーブिसエリアにつきましては、もう1年お待ちいただくこととなります。

一方、中継局の電波を受けて各加入世帯へ有線で配信している共同受信施設などのデジタル化については、町内家電店による有線放送施設は、北海道総合通信局の許可が下り次第、配線及び機器改修が完了した地域から順次デジタル放送を提供していくこととされており、また、政治と美谷のNHK共同受信施設については来年度の改修予定となつております。

町といたしましては、引き続き、民放・黒松内中継局開局への支援をはじめ、情報収集・情報提供など、町内のデジタル化を支援して参ります。





●意見案第2号  
新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書

提出議員 石澤 洋二

沢村 国昭

かつて多くの炭鉱があつた北海道において、今なお毎年100名前後の「じん肺要療養患者」が発生している現状から、じん肺患者救済のため、じん肺弁護団が結成され、札幌地方裁判所に提訴（新・北海道じん肺第3陣訴訟）したが、裁判手

続きの中で3年の「消滅時効」の援用が主張されたため、被害者に適正な賠償を行うことは国の義務であるとしてこの援用に反対する意見書です。

（提出先：内閣総理大臣、法務大臣、経済産業大臣）

●意見案第3号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

提出議員 木村 親志

山本 喜彦

2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため「改正貸金業法」が成立し、完全施行の時期は2009年12月から

2010年6月までと定められたが、多重債務者のための必要な施策である「自治体での多重債務相談体制の整備」、「セーフティネット貸付の充実」、「ヤミ金融の摘発」を加え、改正貸金業法の早期完全施行等を求めるものです。

（提出先：内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣）

●意見案第4号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

提出議員 岡部 武

石澤 洋二

季節労働者冬季援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されたことで、健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、さらに現下の厳しい雇用情勢の下では冬季間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっている。抜本的な雇用・失業対策が求められている今、雇用保険法を再改正して、特例一時金をさしあたり「50



日分」に戻し、「通年雇用促進支援事業」を季節労働者の実態に即した改善・拡充を図り、地域経済を下支えする生活密着型の公共事業を拡大すること等を国に求めるものです。

（提出先：内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣）

●意見案第5号

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

提出議員 山本 喜彦

越前谷由樹

「食料・農業・農村基本法」の理念に基づき、平成12年に基本計画が策定されているが、新政権下における新たな基本計画の策定に当たっては、現行法体系と戸別所得補償制度の法制化との整合を確保した上で、道内各地域の生産力の向上を図り、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るための政策を加える



ことを求めるものです。

（提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣）

●意見案第6号

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書

提出議員 山本 喜彦

木村 親志

平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策については、農業者にとって極めて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有していることから、これらの実現にあたり、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立を求めるものです。

（提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣）

●意見案第7号

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保・拡充を求める意見書

提出議員 沢村 国昭

木村 真男

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要

な責務であるとされ、全国のどの地域においても、無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。

しかし、国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税の削減の影響、厳しい地方財政の状況など、市町村間で教育水準の格差が拡大することが危惧されることから、教育予算を確保・充実するため同制度の堅持と負担率2分の1復元並びに教育予算の拡充等について強く要望するものである。

（提出先：内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣）

平成20年度各会計決算認定

平成20年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、11月2日の第5回臨時会において、議員全員による「決算特別委員会」に審査を付託し、11月26日、27日の2日間にわたり、決算特別委員会での審議を行い、12月22日開催の第4回定例会において、木村親志委員長から「各会

計とも決算を認定すべきものと決定した。」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

◆平成20年度寿都町一般会計歳入歳出決算……………認定  
（反対討論1名 賛成討論1名 賛成8 反対1）

◆平成20年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定  
（反対討論1名 賛成8 反対1）

◆平成20年度寿都町老人保健特別会計歳入歳出決算……………認定  
（賛成9 反対0）

◆平成20年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………認定  
（反対討論1名 賛成8 反対1）

◆平成20年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定  
（賛成9 反対0）

◆平成20年度寿都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定  
（賛成9 反対0）

◆平成20年度寿都町風力発電事業特別会計歳入歳出決算……………認定  
（賛成9 反対0）

算……………認定

(賛成9 反対0)

■ 審査意見

(決算特別委員会)

(1) 一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。

(2) 平成20年度一般会計については、歳出予算の執行率は87・3%であるが、翌年度への繰越措置分を除くとその執行率は98・0%であり、計画された事業はほぼ適正に執行されている状況にある。

(3) 次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。

ア、一般会計の町税については、収納率で前年比0・58%増の90・38%である。収納未済額は前年より146万円減少しているが、2千761万円と依然として多額の未済額となっている。北海道との共同徴収も一定の成果をあげており、さらに連携を密にし、財源確保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使用料及び手数料、財産収入の未済額合計は692万円となっており、歳入全体として収納率の向上に努力して

いることは認められるが、税負担の公平化と自主財源確保のため、町民への収納意識の啓発高揚をなお一層図るなど、積極的に収入の確保に努力されたい。

収入未済額の減少には、不納欠損額として整理されたことも一つの要因となっているが、このことが単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも税法に基づき適正な事務手続きにより、慎重な行政執行に当たられたい。

公債費の償還額は3億5千402万円で歳出総額の10・8%と高い比率を占めており、年度末の地方債残高は53億7千440万円で、さらに21年度も国の経済対策等に伴う事業の実施で起債の発行が行われ、地方債残高も増加の傾向にあるが、昨今の状況から今後一層厳しい財政状況が強いられるかと思われ、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、慎重に取り進められたい。

イ、国民健康保険事業特別会計については、前年度に引き続き本年度も黒字決算となっているが、保険税の収入未済額は前年より323万円減少しているものの、6千94万円と多額であり、滞納・未納額の解消と共に、不納欠損額についても、一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、健全な事業運営を図られたい。

また、税滞納者への短期被保険者証は、8世帯に対し交付されているが、その執行に当たっては被保険者の特別事情等を十分に勘案の上、適正に対処されたい。

ウ、老人保健特別会計については、平成20年3月で制度が廃止されたことに伴い、それまでの医療費の支出が主なものであり、予算計上科目により適正に執行されていた。



エ、後期高齢者医療特別会計については、平成20年度から、これまでの老人保健制度に変わる高齢化社会に対応した医療を確立するための後期高齢者医療制度創設に伴う会計であり、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が主なものである。制度開始から日が浅いので、高齢者への制度周知や各種窓口業務等の対応に万全の体制で臨んでいただきたい。

また、急速な高齢化が進む中で、医療諸費が上昇し高齢者の負担増が予想されることから、保健師等による戸別訪問など各種の保健事業の実施を通じて、高齢者の健康管理の強化と医療給付の軽減を図られたい。

オ、介護保険事業特別会計については、制度創設から9年が経過し、介護サービスの利用も定着してきたが、さらに制度の周知や介護サービスの啓蒙活動並びに介護予防を積極的に推進するとともに、本会計の適

正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、介護保険料の収入未済額が70万円で、前年より48万円減少しているものの、対象者に保険制度の趣旨を理解させ、収納率の向上を期されたい。

カ、簡易水道事業特別会計については、施設の管理及び財政面では円滑に運営されているが、今後は有収率の向上と施設の適正かつ円滑な運営に努め、より健全な事業運営に当たられたい。

なお、水道使用料の収入未済額が243万円で依然として多額であり、企業会計の見地からその解消に努力されたい。

キ、公共下水道事業特別会計については、年度未加入率77・23%と前年度より0・74%の微増であるので、今後とも加入率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たられたい。

また、分担金及び使用料の徴収には、住民の理解を十分得られるよう万全を期して、事業の推進を図られたい。

ク、風力発電事業特別会計については、「寿の都風力発電所」及び「風大風力発電所」ともに稼働率も計画通り

り高率で推移しており、その売電収益は地域振興に重要な役割を果たしていることから、今後とも施設の維持及び円滑な運営管理に努めるよう、万全の体制で臨んでいただきたい。

行政に対する総括意見

年々町財政が硬直化する中で、経常的経費の公債費や補助費等の負担と他会計繰入金により今後も苦しい財政運営が続くものと思われるので、各種補助金・負担金の見直しを図り、支出に当たっては十分精査検討の上、歳出抑制の徹底を期されたい。

また、町税をはじめ収入未済額の解消には地域経済・景気低迷の中、北海道との共同徴収等により最善の努力をされているが、さらに歳入の確保を図り、歳出面では経常経費の節減はもとより、各事業を実施する際には起債及び補助金等、有利な財源の確保により、一般財源の負担軽減を図り、効率的な運用になお一層の努力をされることにも、当委員会では各委員から発言のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

ここが聞きたい

# 一般質問

第4回定例会での一般質問では4名の方から8項目について質問がありました。

岡部 武 議員

## 医療 後期高齢者医療制度の廃止について



### ■質問

新政権が新たな「高齢者医療制度」をつくるまで、後期高齢者医療制度を廃止しないと言いつつ、ご存知のように民主党は昨年後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻す法案を国会に提出しています。日本共産党も共同提案に加わり、廃止法案は昨年6月に参議院で可決したものの、衆議院では自公が審議を棚上げにして、結局日の目を見ませんでした。

は廃止法案を可決するしかない」と力説しております。今、鳩山政権が誕生し、国民、とりわけ高齢者の方は「新政権は直ちに廃止に着手するだろう」と心待ちにしていたはずですが、ところが衆議院予算委員会等でも、首相は「すぐ出来ると思っていたが、廃止するだけで2年はかかる。2年かかるのであれば新しい制度を考えたい」と効果的だ」と先送りの姿勢です。しかし、昨年の国会では民主党が「廃止するにはそれほど時間はかからない」と主張していたことを考えると、新政権に就いたとたんに道理ある主張を曲げてしまったことになりま。現在は新制度など影も形もありません。

厚生労働省の想定でも新制度への移行は4年後の2013年度です。今の制度を延命させればさせるほど国民の被害を広げざるを得ません。今日も明日も75歳以上の誕生日を迎えた高齢者が次々と制度に放り込まれます。そして保険料は2年ごとに高齢者人口や医療費の増加に応じて値上げされます。また70歳から74歳までの窓口負担は1割から2割へと2倍になります。鳩山政権は「お年寄りの尊厳を取り戻すために廃止法案を可決するしかない」という原点到ち返り、選挙公約を守るべきです。自・公政治の最悪の象徴であった後期高齢者医療制度は直ちに廃止するのが当然ではないでしょうか。町長の見解を伺いたいと思えます。

成20年4月に施行され、従前の「老人保健制度」は廃止されました。後期高齢者医療制度施行後、75歳以上の高齢者のみを区分したことや保険料の年金天引きなど様々な問題点が指摘され、国では制度の見直し等を実施してきたところですが、今般の政権交代に伴って制度の廃止が打ち出され、今後1年間かけて議論した中で新しい制度内容を決定し、23年1月の通常国会に法案を提出、その後2年間の準備期間を経て、25年4月から施行するというスケジュールが示されております。

### ●町長

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化の進展に伴い、老人医療費が増大し、国民医療費が増大し、今後さらなる増大が見込まれるため、超高齢社会に対応した仕組みが必要となり、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、独立した医療制度として平

乱を招くものであります。今後国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能な医療制度を構築する必要があります。新制度の内容を十分検討し、周知徹底を図ったうえで新制度へ移行することがよりよい選択ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、新制度が高齢者の皆様にとつて安心できる制度になりますよう、機会あるごとに関係機関を通じ働きかけて参りたいと考えております。

町長の見解は、新政府が言っているように「いろんな準備をしても2年程度かかるから、止むを得ない」とお話されています。しかし、大事なものはこの制度そのものが、一定の年齢で区切って別の保険に入れてしまふ。これはお年寄りの尊厳を傷つけることです。「年寄りを馬鹿にするな」という怒りにどうするかという問題です。それからもう一つは、黙ってても2年ごとに保険料が上がって行きます。これをどうするのかということについての答弁は、ほとんど述べら

### ■再質問

町長の見解は、新政府が言っているように「いろんな準備をしても2年程度かかるから、止むを得ない」とお話されています。しかし、大事なものはこの制度そのものが、一定の年齢で区切って別の保険に入れてしまふ。これはお年寄りの尊厳を傷つけることです。「年寄りを馬鹿にするな」という怒りにどうするかという問題です。それからもう一つは、黙ってても2年ごとに保険料が上がって行きます。これをどうするのかということについての答弁は、ほとんど述べられてませんので再度それについてどういうふうに考えるか伺います。

### ●町長

2点の中の1点目の年齢制限、またその尊厳を傷つけるというご質問ですが、私もそのように思いますし、これがやはりこの後期高齢者医療制度がスタート時点から修正をせざるを得なくなつた、要因というふうに考えております。また、2点目の2年ごとに保険料が上がる、このことについてもですね、今デフレ、また景気が悪化している、やはりこの年金制度と、私は医療制度、この部分がつかり国が行うことによつて、お年寄りも、若い方々も、逆にお金がいやすくなると、それが逆に景気対策につながるというふうにも考えております。後期、名前は変わるでしょうけれども、国民皆さんが安心できる制度を早く構築することが景気回復にもつながるといふふうに思っております。以上です。



### 福祉 障害者や高齢者の補装具や福祉用具等の受領委任払い方式の拡充について

#### ■質問

障害者や高齢者の日常生活をサポートする補装具や福祉用具などを給付する制度が実施されています。しかし法律では何れも原則、「償還払い」となっているため、一度全額支払う利用者負担が生じることや、業者への支払いの滞りが問題となっております。そのため「受領委任払い」すなわち利用者が自己負担だけを窓口で支払い、後は市町村が直接事業者を支払う方式にしてほしいという要望が多く出されています。そこで第1に本町において障害者や高齢者の補装具や福祉用具等の支払い方式はどのようなになっているか伺います。

第2に「受領委任払い」が出来ないのはなぜかを伺いたいと思います。

第3に現在住宅改修費等は「受領委任払い」になっているようですが、人を大事にする政権、或いは友愛の政権と唱っているわけですから、全てを「受領委任払い」方式に拡充するよう、

国や道に積極的に働きかけていくべきではないかと思っております。この3点について伺います。

#### ●町長

障がい者や高齢者の補装具や福祉用具等の受領委任払い方式の拡充についてであります。障がい者や高齢者の補装具や福祉用具等については、障害者自立支援法及び介護保険法においては、給付を受けようとする方が費用の全額をいったん業者等に支払い、その後、費用額から1割相当額の自己負担分を控除した後の額、9割相当分を町に申請して給付を受ける、いわゆる「償還払い」が原則とされているところであります。

しかしながら、現行制度が施行される以前から、町が町負担分を直接業者に支払うことができる、受領委任払いが行われていたところであり、現行法施行後においても、同様の取扱いが認められておりますことから、本町においても要綱を

制定して受領委任払い方式により、利用者負担の利便を図っております。

一方、医療制度における補装具給付については、国民健康保険法上、償還払いとなっており、受領委任払いは行われておりません。医療制度における補装具は、保険医が治療に必要と判断した場合、患者が補装具製作者等に対して、

いったん費用の全額を支払い、その後、保険者である町に申請し、町ではそれが基準の限度内であるか審査した上で、7割又は9割の療養費を支給しているものであり、緊急性が高く、業者と町が支給に関して調整

する時間的余裕がないことが受領委任払いを難しくしている要因と考えております。

補装具給付に掛かる給付費も数万円から十数万円と高額になっているのが現状であり、障がい者や高齢者など利用者が一時的にも負担が大きくなるまいよう、受領委任払い方式の拡充に向け、制度の整備等に対して、国など関係機関に対して、国など関係機関に対して要請してまいります。



### 教育

#### 抽出方式の全国学力テストについて

#### ■質問

2007年度から3回実施されてきた学力テストは、点数競争で教育を歪める一方、子供の学力向上には役立たないことがはっきりしてきました。川端文部科学相も全国学力テストの問題点についてこう言っています。「個々の学校がその成績を上げることだけ

れでは厳しい競争を残す可能性があり、川端文部科学相の発言とも矛盾していると思います。今回の措置を管理と競争の教育を根本から転換するその第一歩と捉えて引き続き運動を強めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで第1に「抽出者対象外でも希望する自治体があればテストに参加することが出来る」とありますが、本町は参加を希望するの伺いたいと思います。

第2に今回の抽出方式をどのように捉えているか。教育長の見解を伺います。

#### ●教育長

全国学力・学習状況調査についてでございますが、国は平成19年度から全国的な義務教育の機会均等やその水準の維持



向上の観点から教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、悉皆調査により全国の小中学校が参加して、

教科の基礎知識や活用についてと生活習慣や学習環境について詳細に調査しており、学力向上への基礎データとして、本調査は大変有効なものと思っております。

しかしながら、国は、平成22年度から抽出調査方式として学級単位で40%の調査に切り替えるの実施を予定し、抽出調査の対象外でも希望する場合は費用の負担が生じますが、参加できるとの暫定的な見解を述べております。本町の参加希望については、国では調査事業量把握のため、各市町村に対して意向調査を実施しましたが、その際、本町では教育委員会と協議を行い、抽出調査の対象外であっても状況を見ながら参加することを確認したところでございます。なお、北海道では全市町村が参加希望をしているとの調査結果が出ております。

また、この抽出方式をどのように捉えているかでございますが、抽出方式では、これまで本調査を活用して、学校が子供たちの学力などの実情をつぶさに把握して、更なる改善につなげ、学力の向上を積み上げるための継続が必要であり、こ

この成績を上げることだけ

これらの一連の取り組みが出来なくなることは、十分な調査とはいえないと考えております。つきましては、引き続き、これまでと同様の方法で調査が行われ、財

## 山本 喜彦 議員

### 防災 災害避難道路の設置について



#### ■質問

1993（平成5）年の7月10日、記憶が正しければ午後10時12分頃ですが、北海道南西沖地震が発生して、甚大な被害がもたらされた、これは皆さんの記憶にも新しいかと思えます。特に奥尻島では、地理的条件から一部の地域で30数メートルの津波の痕跡があったと報じられていました。本町においても漁船・漁港などに非常に大きな被害があったところです。さて、本年10月16日付けの北海道新聞の小樽後志版に「泊原発沖に活断層かく東洋大調査くマグニチュード7.5地震の恐れ」というようなことで、話題が出ていましたが、概要は、積丹半島西側に泊原発沖合西約15kmから南北に60〜70kmにわたって活断層が走ってい

政負担が生じないよう国、若しくは北海道に管内市町村とも連携して強く要望してまいりたいと考えております。

ると報じられていました。

もし、この存在の確率が高いのであれば、本町から直線的に40kmぐらいのところ半島が位置していても、今言ったところで地震が発生した場合に断層の方向性、学術的には正断層・逆断層があるということですから、方向性によっては、甚大な被害が想定されません。



避難路の確保も大切だと考えています。「災害は忘れた頃にやってくる」との諺もあります。

全町的に避難路の見直しをしていただくと共に整備をしていただきたいと思います。本町の海岸線の道路、滝ノ潤から樽岸の建岩に向ける道路がありますが、こ

の道道から国道229号線と結ぶ縦の道路が7本（大磯町上田商店く矢追町川島組）があります。ですが川島さんのところからの滝ノ潤の間までには国道229号線に向かう縦の整備された道路がありません。現在、旧矢追会館付近から国道229号線に向かつて、慣用道が1本走っていますが、この道路を避難路として整備してはどうかと思えます、いかがなものでしょうか。ご計画があれば一つお知らせ願いたいと思えます。また、この道路が整備されることによつて、避難路として利用されるほか、若干国道のほうに大きな店も出来ましたから、経済活動にも大きく効果を生じせしめるのではないかと思えます。急施の道路として、整備していただきたいと思っております。お考えをお聞かせ下さい。

#### ●町長

この路線は、町道矢追2号線として管理しておりますが、現況は急勾配で、一般車輛も容易に通行できない状況であり、歩行者の利用が主となっていることから、維持管理として年2回の草刈を行っているところであります。このような状

況において、この路線を道道から国道までを道路構造令にあったアクセス路として整備するにおいては、道路勾配の関係から大規模な線形変更を要するため、現状での整備は不可能であります。本町は、このような状況となつている箇所が数箇所あり、災害時の避難路対策等に苦慮していることから、今後、歩行者専用の避難路整備も含めた、方策等についての検討を行つてまいります。

#### ■再質問

質問となるか、要望となるか、先ほど申し上げた、川島さんの縦の道路、ちよつと正しい名称は存じ上げていません、海岸線を走つて、滝ノ潤から国道に抜ける道路まで大体、私の概算ですが1.5km位あるのではないかと思っております。それで滝ノ潤の方、国道から矢追へ下がつてくる道道、やや1km位に治山工事をした跡があり、通路と言ふべきか、避難路と言ふべきか、個々のお家の裏に階段・梯子が架かつていました。急いで設置してほしいと思うのですが、施策的に大変な問題がありま

しょうから、治山的な工事

を利用しながら、整備するのの一つではないかと思

#### ●町長

治山との絡みの件ですが、この治山工事をやる際に裏山に畑があつたことや万が一の非難も含めて数箇所、階段は設置してござい

## 山本 喜彦 議員

### 環境 環境の整備 (廃屋等への対応) について

#### ■質問

海岸線を走っていますと、近年、主を失つた家が目立っています。こうした傾向は、一例として、所有者が転居してしまい、管

理もままならないというものであります。人が住まなくなると家の傷みは急激に進んでくると言われています。中には季節的に管理する方が戻られています

内会と協議を進め、どう避難をして行くか、3年前から防災訓練、また避難訓練等、各町内会ごとに行つておりますけれども、矢追以上にまだまだ厳しい背面に沿っている地区もござい

ますので、とにかく、防災訓練での住民とのお話の中では、とにかく災害、地震時にすぐ近い所の山に逃げるといふことを心掛けていた

が、事情によつては長きにわたつて空き家になつてい

用されかねません。

家を潰す、潰廃を業者委託しますと坪当たり2万5千円から3万円ほどかかる聞いています。このことが放置されている一因であるように思われてなりません。

関係者、所有者或いは管理者・相続人に話しかけて、潰廃するなどの行政指導は出来ないものでしょうか。私の財産ですから、大変面倒さもありますが、是非、建物の所有者等に対して適正な行政指導をしていただけないものか、こう思っています。何か良き手段があればお教えいただきたいと思いますが、大変、雑ばくですが、質問いたします。

### ●町長

建物の廃屋化は、所有者等により適正な管理がなされないことに起因するもので、良好な景観や安全な生活の阻害などが心配され、その対策に悩まされる自治体が数多くございます。

本町におきましても、これまで、状況に応じ所有者等に対し必要な改善を申し入れるなどの行政指導の結果、解決に至った例がありますが、関係者の居所や連

絡先の不明、費用負担や相続権の問題などが大きな障害となり、容易に解決されないのが実態となっております。

いろいろな悩みの中で後志町村会でもこの話題になるわけですが、如何せん、なかなか良い方法が見出せない状況ですので、これからも各町村間でこの関係についてどう対応していくか、これから検討させていただきます。以上でございます。

### ■再質問

家屋の潰廃の件でございますが、今答弁にありましたように各町村でお悩みの方であります。やっぱり私的な財産でありますから、勝手に手をつける訳には参りません。出来れば行政側として地域とコンパクトを取られ、何とか対応する方法もありませんか、その辺ひとつご検討を願うと共に、町として独自の一時金、貸付金、そのような制度も考えては如何かと思っておりますので、ご検討いただけますかと思っております。答弁はいりませんと言いましたけれども、何かお考えがあれば、参考までお聞かせいただけますかと思っております。

### ●町長

家屋の関係につきまして、これからはやはり、非常に目に付くところがございまして、所有者等には、まずしっかりお伝えをして、その中でどう進めることが早道なのか、粘り強い進め方をさせていただきたいと考えております。

### 木村 真男 議員

### 安全 横澗会館周辺の整備について



### ■質問

横澗地区にある、横澗会館周辺の整備を要望したいと思っております。

私も二回ほど、横澗会館で執り行われました葬儀に参列した際に思ったことですが、お通夜の時には会館前の道路がとても狭く、道路に車を駐車すると他の車の通行にも支障をきたし、また、冬期間や緊急時などを考えますと不安な面があらうかと思ひ、横澗地区の方々とは色々話をしました。

話の中で横澗会館の隣が空き地となっていて、町で土地を購入して駐車場にす

### ■山本議員

先程、答弁はいいませんが、2件とも大変時間がかかり経費もかかり、また、他管内の様子等とも伺いながらの実施となるかと思ひますが、ひとつお願いしたいと思ひます。ありがとうございます。

することは出来ないだろうかとこのように感じました。私もそのように感じました。駐車スペースが確保されると道路への駐車も少なくなり、安全に通行出来ると思ひますが、町の考えをお聞かせください。

### ■教育長

本町の11会館の利用状況につきましては、町内会・漁協・消防団などの各種会議、地域でのカラオケ等の趣味活動、健康づくりのための健康相談や健康講話・葬儀等、地域の学習及びコミュニティ活動に活用されております。各会館の駐車場につき

ましては、ほとんどの会館が十分なスペースとは言えず、地域の方々にはご不便をお掛けしながら利用していただいている状況にあります。

横澗会館につきましても、他の会館同様、町内会・漁協・消防等の各種会議や御詠歌の練習・葬儀等に利用されております。

特に横澗会館で葬儀が執り行われる場合、ご質問のとおり、参列者の車が横澗会館から旧保育園付近までの車列になったり、狭い道路の両側に駐車される状況もあり、歩行者への危険性や車の運行に支障をきたし

### 木村 真男 議員

### 環境 朱太川広域河川改修事業について

### ■質問

朱太川は昭和50年8月の豪雨により甚大な被害を受けたことから、再度災害が起らないように防止対策を実施するという事業目的で改修工事は行われておりますが、私の調べたところでは、昭和52年着手で平成30年完成予定で河口から支流、白炭川まで8・6km

の整備を行うという事で平成20年までに2・5km、78億2千万円、進捗率76%と聞いております。浅海漁業の面では、今から25年ほど前から、磯焼け現象が顕著に見られ、海藻が生えなくなり、ウニ・アワビの漁獲高にも影響があります。その原因としては、河川工事で自然を壊し、魚など川に棲みにくくなり、また、川があまりにも綺麗



ているのが現状です。今後につきましては、会館の利用状況も踏まえながら、歩行者や車の運行の安全確保等の諸問題について十分、町内会とも協議し、対応策を検討してまいりたいと存じます。

に整備され過ぎて、川からの栄養分が無くなり、磯焼けが進んだのではないかと思っております。磯焼けは浅海漁業者にとっては死活問題です。町長も一生懸命、磯焼け対策として、施肥事業を行っておりますが、河川改修事業と磯焼けの因果関係や影響をお調べください。



定置漁業者への影響ですが、寿都湾内の定置網には川が増水のたびに流木や枯れ草・ゴミなどが大量に網に入り、除去するのに2日から3日かかります。網も破損することもあり大変迷惑であります。川幅を広げた分、大量に流出します。「母なる川、朱太川」に

思います。

そこで質問です。

①町として、この河川改修事業をどのように捉えているのか、お聞かせください。  
②磯焼けと河川改修事業の因果関係の影響をどのようにお考えであるか、お聞かせください。

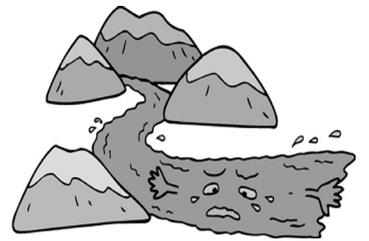
### ●町長

一つ目の河川改修事業に対する町としての捉え方については、朱太川河川改修事業の経緯については、昭和50年8月の台風により周辺住民に甚大な被害をもたらしました。

その多くの住民が不安を抱いた中で、過去の教訓を活かした治水対策として、安全面を考慮し取組んできたものであります。

昨今、治水事業の在り方が大きくクローズアップされている中で、ご承知のとおり河川環境を重視する治水事業が求められています。

地元としても朱太川の河川改修事業にあたっては、改修当初から工事の手法等について慎重論が多いこともあり、施工時期や施工方法など、道の管理河川の中では全道的にも類がないと言われるほど、環境を重視



した改修を要求し、これまで講じてきたところであります。

また、河川改修の意義は、安心して暮らせる川づくり、資源を繋ぐ生命線としての川づくりの安全と環境の両面で捉えているところであります。

現在、事業推進にあたっては「朱太川河川改修連絡協議会」により、専門的な見地から河川管理者である北海道、町、漁協、さらには、資源への影響を検証する上で、さけますセンターの水産研究員等で構成する協議会組織において、横断的な内容の検討を行い「環境に負荷をかけない」河川改修事業を道に要請し推進しているところであります。

二つ目の磯焼けと河川改修事業の因果関係については、川は、森と海を繋ぐ大きな生態系を生む重要な役割を担っております。私どもが生活圏としてい

る朱太川の流域はほんの一部であり、広域的な流域が上流部に存在しますので、川からの栄養源は流域全体の評価となります。

また、磯焼けは本町に限ってではなく、全国的、世界的な現象といっても過言ではなく、複数のメカニズムが起因しているといわれている中で、現在、行われている河川改修が、磯焼けの原因になっているとは断定できるものではないと考えております。

朱太川水系は長さ43・5kmの河川で約30の支流からなる二級河川であります。本流は人工構造物がないため本来の川の生態が維持されていると評価されており、こうした背景からも寿都湾において水産資源が維持されているのは、ある意味で朱太川や尻別川からの恵みによるものが大きいことも事実であると感じています。

なお、今後の河川改修についても引き続き「朱太川河川改修連絡協議会」において、治水・利水・環境のバランスのとれた事業展開が図れるよう、多面的な取り組みも含め関係機関と十分な連携を取りながら推進してまいります。

### ■再質問

1点目はお願いいたします。

2点目の河川改修のこと、私が見てきたことを述べます。

拡幅工事の工法で河口より上流は、本流のほかに左右に支流を作っております。9月の末頃と10月中旬に2回、鮭の遡上を見に行ったときのことですけれども、遡上出来なくて支流のところで死んでいる鮭や迷い込んでいる鮭など20匹程、発見しました。なぜこのような状態なのかと思いい、工事現場近くに支流と本流の合流点を見に行ったところ、あまりにも合流点

が狭く、水深も浅いため、川底に腹を擦りつけながら、迷い込んでいる鮭もおりました。このような工事をしてるのであれば鮭やその他の魚にも大きな影響があると思います。

そこで小さく3つ質問します。

1点目、道や支庁、町や工事関係者は鮭が支流に迷い込んでいることを把握しておりますか。

2点目として、私が調べたところでは、昭和50年代の被害状況を見てちよ

と疑問に思う点がありました。資料では白炭地区、湯別地区、床上浸水36戸、床下浸水729戸とありますが、この数字は確かなものかと思いました。昭和50年当時、白炭地区は20軒ほど、湯別地区は70軒ほどです、湯別地区は多く見積もっても130軒ほどと聞いています。三地区合わせても220軒ほどです。床上・床下浸水合わせて765軒という数字はどこから出てきた数字なのか、そこを聞きたいと思えます。

また、3つ目として、連絡協議会というものは、毎年行われておりますか。以上です。

### ●町長

再質問3点ほど、状況を把握しているかということですが、私自身聞いておりませんので、後ほど担当の方から説明させていただきます。

また、2点目の昭和50年当時の床上浸水関係の数字に疑問があるという関係ですけれども、今詳しい資料

がありませんが、住宅だけではなくて、いろいろな物置・納屋等、農家の関係もあるもので、多分その数字も入っているのか、ちよっと今、明確にその差というの



●町長

2点目の高齢者に対する給食サービスについての質問ですが、現在給食サービスは社会福祉協議会が事業主体となり実施しております。利用対象者については、概ね80歳以上の方で一人暮らし・夫婦世帯・寝たきり老人や身体障害者手帳1・2級所持者の方を介護する方が80歳以上の方々を対象に食生活の改善と健康増進を図ることを目的に現在月2回30名の方に無料で配食しております。調理を寿都町日赤、日本赤十字奉仕団の方や寿都寿海荘のご協力をいただき、社会福祉協議会職員が安否確認を兼ねて、対象者宅に直接配達する仕組みをとっております。ご指摘のとおり本町も高齢化が進み、一人暮らしの老人が増えていく中で今後給食サービスのニーズは高まるのが想定されますので、対象となる高齢者の希望等を把握しながら、住み慣れた地域で安心して生活がえられるよう、給食サービスの在り方等を検討して参りたいと思います。以上です。

■越前谷議員

再質問ではありませんが、教育長から2種類の給食は今の段階では、なかなか難しいということであり



町長の答弁にありましたように、これからは高齢者が増えていくという状況の中で、高齢者への給食サービスというのは、当然考えていかなければならない事項だと思います。是非、食育センターについては、ただ学校給食という面だけではなく、地域における食の教育を進める基本的な施設というような考えの中で、将来に向けて高齢者への給食サービスについて、考えていた、だいたいと思います。



平成21年 第5回臨時議会

平成21年第5回臨時議会は11月2日に招集され、会期を1日と定め、専決処分1件、単行議案6件、補正予算1件を審議すると共に、平成20年度各会計決算認定8件については、議員10名全員による決算特別委員会に付託し、同日閉会しました。

審議した案件

専決処分承認の件

◆平成21年度寿都町一般会計補正予算(第5号)

本町が申立の磯谷診療所に係る損害賠償請求事件につき、不動産強制競売における公有財産購入費等の予算措置であり、9月28日に専決し、議会の承認を求めたものです。  
○補正の主なもの  
・不動産購入費(土地・建物) 4千3百万円

単行議案

◆(仮称)寿都町食育センター建築主体工事請負契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)

第4回寿都町議会臨時議会

(7月)において予算措置の学校給食センターに代わる(仮称)寿都町食育センター建設に係る建築主体工事請負契約を締結するものです。  
・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
1億5千172万5千円  
・契約の相手方  
草別・吉田経常建設共同企業体  
(代表者) 岩内郡岩内町 字東山12番地12  
株式会社 草別組  
代表取締役 草別義昭

◆(仮称)寿都町食育センター機械設備工事請負契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)  
・工期 平成22年3月18日  
・(仮称)寿都町食育センター建設に伴う機械設備工事を行うものです。  
・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
1億710万円  
・契約の相手方  
池田・佐々木配管・平野  
経常建設共同企業体  
(代表者)  
札幌市北区北12条西3丁

目8番地

池田煖房工業株式会社  
代表取締役社長 池田 薫

◆(仮称)寿都町食育センター厨房機器購入契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)  
(仮称)寿都町食育センターに係る厨房機器を購入するものです。  
・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
6千804万円  
・契約の相手方  
札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号  
日本調理機株式会社  
北海道支店 支店長 佐藤祐治

◆(仮称)寿都町特定住促進住宅(有戸地区)建築主体工事請負契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)  
本町への漁業従事者など移住者等に対応するため、道産材を活用し、1棟4戸(2LDK)の共同住宅を旧歌葉中学校グラウンド跡に建設するものです。  
・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
5千439万円  
・契約の相手方  
寿都町字歌葉町歌葉20番地株式会社 千葉建設  
代表取締役 千葉哲夫  
・工期 平成22年3月18日  
◆(仮称)寿都町特定住促進住宅(美谷地区)建築主体工事請負契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)  
美谷会館の山側に1棟4戸の住宅を建設するもので、有戸地区と同様の内容であります。建設地がやや傾斜地のため基礎部分が一部大きくなるものです。  
・契約の方法  
指名競争入札

・内訳  
検収室・下処理室機器一式、調理室機器一式、和え物室機器一式、配膳室機器一式、洗浄室機器一式  
・納期 平成22年3月18日  
◆(仮称)寿都町特定住促進住宅(有戸地区)建築主体工事請負契約  
.....原案可決  
(賛成9 反対0)  
債権保全を目的に参加した損害賠償請求事件に係る不動産強制競売入札の結果、町に落札が決定。異議申し出期間を経て10月30日売却が確定した大磯町に所在する不動産(土地・建物)を取得するものです。  
・土地の表示

所在

寿都町字大磯町17番4

地目 宅地

地籍 406・06平方メートル

建物の表示

家屋番号

寿都町字大磯町17番4

及び17番4の1

種類 居室及び旅館

延べ総床面積

454・36平方メートル

取得金額 4千280万円

取得目的 債権保全のため

不動産の所有者

札幌市北区百合が原

2丁目3番19号

中西均

### 補正予算

◆平成21年度一般会計補正  
予算(第6号)：原案可決  
(賛成9 反対0)

予算総額に650万8千円を  
追加し、総額を41億6千472  
万4千円とするものです。

・本町においても新型イン  
フルエンザが流行し、蔓延  
防止策として、国が示す優  
先対象者のうち、生活保護  
世帯及び住民税非課税世帯  
については、2回の接種料  
金6千150円を国・道・町  
の助成により接種料金を  
無料に。また、課税世帯に  
ついては、3千円を助成し費用負  
担の軽減を行うものです。

○補正の主なもの

・衛生費(予防費 新型イ  
ンフルエンザワクチン接種  
委託料) 623万3千円増

※ 当該予算措置後、国の  
指示により接種回数が増  
され助成額を変更し、さら  
に、優先対象者以外につい  
ても生活保護世帯及び住民  
税非課税世帯については接  
種料金が無料となりました。

(1回接種対象者：3千600  
円のうち1千800円、2回接  
種対象者：6千150円のうち  
3千円)

※1回接種対象者(妊婦・  
基礎疾患・1歳未満等の保  
護者・中学生・高校生・高  
齢者)

※2回接種対象者(幼児・  
小学1～6年生)

◆平成20年度  
各会計決算認定  
(決算特別委員会へ付託)

平成20年度一般会計及  
び7特別会計歳入歳出決算  
認定が議案として提出され  
ましたが、議員全員で構成  
する決算特別委員会を設置  
し、審議は、当委員会に付  
託されました。

また、決算特別委員会委  
員長に木村親志議員、副委  
員長に木村真男議員が互選  
されました。

## 平成21年 第6回臨時会

平成21年第6回臨時会は  
11月26日に招集され、会期  
を1日と定め、条例の一部  
改正2件、単行議案1件、  
補正予算1件を審議し、同  
日閉会しました。

●給料  
・1級～3級の若年層の初  
任給を除き、1級から6級  
まで平均して0・2%を減  
額するものです

※改定実施時期  
平成21年12月1日

●職員手当  
・期末勤手当 平成21年  
度以降は現行の年間支給率  
100分の45を100分の45に(0・  
35月減)に改めるものです。

※改定実施時期  
平成21年12月1日

●労働基準法の改正に伴  
い、土曜日及び日曜日の勤  
務を除き、月に60時間を超  
える場合は時間外勤務手当  
の支給割合が引き上げると  
ことになり、職員の健康面  
を考慮し、その支給割合  
が引き上げられる時間につ  
き代休を指定できるものと  
した改正であります。

◆職員給与に関する条例  
等の一部改正…原案可決  
(賛成8 反対1)

人事院勧告に基づき、職  
員の給料、期末勤手当及び  
時間外勤務手当の支給額  
や支給率を改正するもので  
す。

※改定実施時期  
平成22年4月1日

### 審議した案件

#### 条例の一部改正

◆職員勤務時間、休暇  
等に関する条例の一部改正  
…原案可決  
(賛成9 反対0)

労働基準法の改正に伴  
い、土曜日及び日曜日の勤  
務を除き、月に60時間を超  
える場合は時間外勤務手当  
の支給割合が引き上げると  
ことになり、職員の健康面  
を考慮し、その支給割合  
が引き上げられる時間につ  
き代休を指定できるものと  
した改正であります。

◆職員給与に関する条例  
等の一部改正…原案可決  
(賛成8 反対1)

人事院勧告に基づき、職  
員の給料、期末勤手当及び  
時間外勤務手当の支給額  
や支給率を改正するもので  
す。

※改定実施時期  
平成22年4月1日

### 単行議案

◆寿都町公用車(給食車)  
購入契約…原案可決  
(賛成8 反対1)

現在2台で配送の学校  
給食車両は共に老朽してお  
り、衛生管理や車両維持の  
問題から車両の更新を行う  
もので、排出ガス規制低燃  
費排出車両として認定を受  
けている1・5トントラック  
ク(給食車架装)2台を購  
入するものです。

契約の方法  
指名競争入札

契約の金額 996万円

車種  
1・5トントラック2台

給食車架装(FRP)  
ボデー・4WD・オート  
マティック

契約の相手方  
小樽市築港6番10号  
北海道いすゞ自動車  
株式会社小樽支店  
支店長 伊藤和仁

○補正の主なもの  
・総務費  
(一般管理費： 財政調整  
基金積立金) 573万7千円  
の増

(職員給与費： 給料・職  
員手当・共済費) 761万2千  
円の減

※人事院勧告に基づく給  
料、手当等の減額です。  
・民生費  
(児童福祉総務費：子育て  
応援特別手当の減、育児支  
援手当の増) 113万1千円  
の減

※全額国の財源として昨年  
の第3回寿都町議会定例会  
(9月)において予算措置  
の「子育て応援特別手当」  
が執行停止となったことに  
より、関連費用の全額を減  
額するものです。

なお、町独自の施策とし  
て、今年度限りですが、小  
学校就学前の児童を対象に  
「育児支援手当」を支給す  
ることになり、必要な予算  
が追加されました。

※基準日：平成21年12月1  
日

◆平成21年度一般会計補正  
予算(第7号)：原案可決  
(賛成8 反対1)

予算総額から、30万6千  
円を減額し、総額を41  
億6千171万8千円とするも  
のです。

※1人あたり1万5千円の  
地域利用限定の商品券を支  
給

# 議会日誌

(平成21年11月以降)

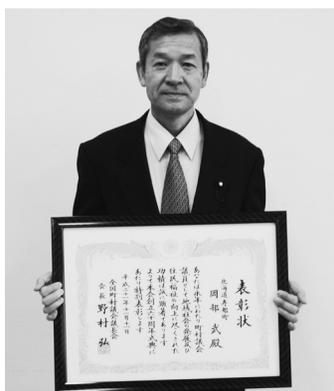
## 11月

- 2日 第5回臨時議会・全員協議会（全議員）  
岩内寿都地方消防組合議会（臨時会）（沢村議員）
- 4日～5日 後志管内町村等監査委員協議会研修会（札幌市 沢村議員）
- 5日 功労者表彰式（瓜生議長他 多数）
- 7日 黒松内新道  
（黒松内JCT～黒松内IC間）開通式（黒松内町 瓜生議長）
- 10日 後志町村議会議長会臨時総会（東京都 瓜生議長）
- 11日～13日 全国町村議会議長大会（東京都）  
後志管内町村議会議長会議長研修会（長野県 瓜生議長）
- 16日 例月出納検査（沢村議員）
- 23日 寿都神社 平成21年度 新穀感謝祭（新嘗祭）（瓜生議長、他）
- 26日 第6回臨時議会・全員協議会（全議員）  
決算特別委員会（～11/27まで）



## 12月

- 3日 後志支庁主催「寿都ふれあいこどもセンター」見学会（議員多数）
- 9日 南部後志衛生施設組合第1回臨時会（瓜生議長、中里議員）
- 11日 例月出納検査（沢村議員）
- 17日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、山本委員、小西委員、木村（親）委員、瓜生議長）
- 22日 第4回定例会・全員協議会（全議員）
- 28日 南部後志衛生施設組合第2回定例会（瓜生議長、中里議員）  
南部後志環境衛生組合議会（山本議員）
- 31日 寿都神社 除夜祭（沢村議員、石澤議員）



岡部議員  
全国町村議会議長会  
特別表彰を受賞

11月に行われた全国町村議会議長会創立60周年記念式典において、岡部議員が、長年にわたり議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされたとして特別表彰され、平成21年第4回議会定例会において瓜生議長から表彰状の伝達が行われました。



大雪の影響のため除雪車や排雪車の稼働が増えております。お出かけの際には、充分注意して下さい。

## 編集後記

新しい年がスタートして、早1ヶ月が過ぎました。今年の冬は日本海側は雪が少なめと言われていたのに、本町では4年ぶりの大雪。一日中除雪している日もあるとの声も聞かれています。

この大雪が春になって融け出し、森の恵みを寿都湾に運び、魚介類の栄養となつて浜の活気につながることを祈っております。

まだこれからが冬本番。除排雪などによる事故にはくれぐれも気をつけて下さい。

また、新型インフルエンザは一段落の傾向にありますが、今後油断せず、手洗いやうがいなどの予防に努めましょう。

さて、「議会だより」第144号をお届けいたします。

今回は、昨年12月22日に開催した第4回定例会の審議内容及び一般質問を中心に編集させていただきます。



